

横浜市立鶴ヶ峯中学校  
学校防犯計画（学校安全管理、危機対応）

1. 目的

学校への不審者侵入に関して、日常から侵入を防ぐ手だてを行い、仮に侵入者があった場合、生徒をどう守り、安全を確保するかを定める。

2. 組織・体制

学校長、副校長、生活指導部を中心として、全教職員が対応に当たる。

必要に応じ、PTA役員会、実行委員会、校外委員会、学校・家庭・地域連携事業実行委員会、旭警察署、旭区中学校学校警察連絡協議会、近隣の小中高等学校等と連携して情報を共有し、学校の安全管理や危機対応に当たる。

3. 不審者の侵入防止【日常からの取組】

・学校施設の安全確認と定期的な点検や補修

教職員から死角になりがちな特別教室、廊下、階段、倉庫、建物裏等の箇所について日常の巡視により安全点検を行い、対策を講じる。防犯カメラを設置し、目視により、不審者の発見に努める。

・不審者情報の伝達と対処についての指導

不審者（侵入者を含む）情報を、集会、学級活動のあらゆる場面で迅速に伝え、対処法について理解させるよう日頃から指導する。

・来校者への対応

正門以外の門扉は原則施錠し、必要に応じて教職員が解錠・施錠を行う。

来校者に対しては、職員室に立ち寄りよう案内板を設け、来校者証（『鶴中来校者』名札）を首から提げるよう義務づけ、学校来校者との識別ができるようにする。保護者については、保護者用名札を着用してもらう。（27年度より実施）

教職員は、来校者に対し、声かけや挨拶を積極的に行い、用件の確認や訪問場所への案内等を行うことを習慣化する。

・学校内外の巡視体制の確立

登下校時、部活終了時、授業時間内において、定期的に教職員が巡回する体制を維持する。

・保護者・地域・家庭および関連機関との連携強化

学校内だけでなく、学校周辺や通学路の巡視、休日、夜間を含む様々な場面で生徒の安全を見守っていただけるようPTAや地域の方々に協力を依頼する。また、保護者、地域や関係機関（特に旭警察署、近隣の小中高等学校）との連携体制を整えておく。

・防犯グッズ等の整備

刺股（さすまた）を整備し、希望生徒に防犯ブザーを貸与する。

4. 不審者が侵入した場合の対応

I 不審者発見

① 直ちに周囲の教職員または生徒に連絡する。

緊急性が高ければ、「非常ベル」を鳴らすことがあるので周知しておく。

② 連絡を受けた者は職員室へ通報する。

③ 校長、副校長、専任、生活指導部長を中心に対応する。

④ 全職員を招集する必要があると判断した場合には、校内放送用チャイム3回（職員室へ集合）、もしくは「校長先生〇番にお電話です」と放送（現場へ集合）する。

## II 不審者発見後

直ちに複数の教職員で対応する。並行して生徒の安全確保を次のように行う。

原則として、授業中は授業者が生徒の安全確保を行い、他の職員が不審者の対応にあたる。

### 〈校外での対応〉

#### ① 休み時間中

生徒を教室に戻し、不審者に対応している教職員以外の職員が教室へ行き、人員確認をして安全を確保する。

#### ② 放課後

校舎を巡回し、生徒を不審者のいる場所からできるだけ離れた場所に集め、人員確認をして安全を確保する。

※不審者が危害を加えるような状況でなく、生徒の安全が確保できることが確認されるまでこの体制を維持する。特に部活動の生徒に留意する。

### 〈校舎内での対応〉

#### ① 休み時間中

グラウンドおよび校舎周辺にいる生徒を不審者のいる場所からできるだけ離れた場所に集め、人員確認をして安全を確保する。併せて、職員室では各場所にいる生徒の情報を集約し、学年主任を中心に行方不明者がでないように注意する。

#### ② 放課後

不審者に対応している教職員以外の職員で校内を巡回し、残っている生徒を安全な場所に集め、人員確認し安全確保をする。

グラウンド、体育館、武道場にいる生徒に対しても同様に対応する。

部活動顧問を中心に部活動の生徒の掌握を確実にを行う。

※不審者が危害を加えるような状況でなく、生徒の安全が確保できることが確認されるまでこの体制を維持する。特に部活動の生徒に留意する。

## III 近隣への連絡

不審者に速やかに対応し、生徒の安全確保が行われると同時に、近隣の幼稚園、小学校中学校、高等学校に連絡する。また、警察に通報し対応およびパトロールの強化を依頼するとともに市教育委員会へ連絡する。

## IV 教職員の対応が困難な場合

攻撃的な姿勢、泥酔者、危険物所有者、シンナーなどの臭いがする者、薬物などで話し方がおかしい者への対応は、直ちに警察へ通報する。

なお、不審者が何もせずに立ち去った場合でも警察に通報する。

## V 対応上の留意点

「生徒の安全を最優先し、そのための適切な処置をとる」こと。

- ・ 1人で対応しないこと。
- ・ 役割分担に従い、協力体制をとる。
- ・ 距離をおいて対応する。
- ・ 刺激しないように注意し、退去するよう説得する。
- ・ 凶器を所持している場合は周囲にある物（机、椅子、モップなど）を活用する。
- ・ 生徒を素早く避難させる。
- ・ 次の場合は、躊躇せず「110番」通報する。
  - 「受付を無視し、無理に侵入しようとする」
  - 「退去の説得に応じない」
  - 「暴力的言動がある」
- ・ 説得に応じ、一旦退去した場合でも行動を観察する。
- ・ 教職員間の連絡や情報交換をすばやく行う。

## 5. 不審者侵入時危機管理マニュアル

### ケースⅠ：不審者と思われる人物が学校敷地内（校庭・グラウンド）に侵入した場合

- ① 第一発見者は、直ちに職員室に報告し、複数の教職員で声を掛ける。  
（例：「どちら様ですか？」「学校にご用でしたら、職員室にどうぞ」等）
- ② 次の行動を見届ける。
  - (Ⅰ) 何事もなく校外へ出た場合→校長（副校長）に報告  
（不審者の様子によっては旭署に連絡する。）
  - (Ⅱ) 用件がある場合には、職員室に案内し名札を付けてもらい、該当教職員に通す。  
該当職員が職員室に不在の場合は副校長（校長）に引き継ぐ。
  - (Ⅲ) 行動が不審な場合には、ケースⅡ②にうつる。

### ケースⅡ：不審者と思われる人物が校舎内に侵入した場合

- \* 本校では、来校者には名札を付けることになっているので、名札をつけているかどうか確認する。
- ◎ 名札をつけている人の場合には、必ず、挨拶する。「どなたにご用ですか？」等、声かけをして、用件を確認し職員室に案内する。行動が不審な場合には、ケースⅡ②にうつる。
  - ◎ 名札を付けていない人の場合、[不審者の可能性が大]

- ① 第1発見者は、不審者に声を掛ける。  
（例：「どちら様ですか？」「どのようなご用ですか？職員玄関で名札をお付けください。」等）  
用件がある場合には、職員玄関で名札を付けてもらい、職員室に案内して該当教職員に通す。該当教職員が職員室に不在の場合には、副校長（校長）に引き継ぐ。
- ② 行動が不審な場合 [明らかに不審者と思われる場合]  
第1発見者は、不審者の挙動を監視しながら、周囲の状況に応じて近くの教職員に知らせる。  
（そのときの状況によって対応は異なるが）最低1名の教職員が職員室に連絡する。
  - ◇ 連絡する内容・・場所、不審者の風体、対応職員の様子、生徒の様子や想定される影響等
  - ◇ 空き時間の教職員は、現場に急行する者と、授業中の教室に知らせる者と分担する。  
[現場と職員室は随時連絡を取り合う。]
  - ◇ 関係諸機関への第1報連絡 [校長、副校長、専任、他職員]  
旭警察署（361-0110）  
区派遣指導主事  
不動丸小（953-2303）\*必要により学区小学校にも連絡する。  
旭区学警連会長 **万騎が原中（391-5515）**
  - ◇ 警察官が来るまで、不審者を遠巻きにしていたずらに興奮させない。その後の状況の変化によって随時関係機関に連絡し、生徒（職員）が被害を受けないことを大前提にして対応する。
  - ◇ 不審者が校外へ逃走した場合、関係機関にその旨連絡するとともに、全校放送で状況を知らせ、落ち着いて学習を続けるようにする。

ケースⅢ：生徒の登下校中に不審者（変質者）が現れたり被害にあったりした場合等  
学校が情報を入手した場合

- ◇ 状況の把握・・・生徒氏名、場所、被害の有無、不審者（変質者）の様子や逃走した方向等
- ◇ 校長（副校長）へ連絡
- ◇ 教職員による現場のパトロールを行う。
- ◇ 関係諸機関への連絡
  - 旭警察署（361-0110）
  - 区派遣指導主事
  - 不動丸小（953-2303）＊必要により学区小学校にも連絡する。
  - 旭区学警連会長 万騎が原中（391-5515）
- ◇ 情報連絡先との連携〔必要な場合〕・・・専任（教職員）が訪ねる。  
生徒や保護者からの場合には、教職員（できれば該当学年）が家庭訪問する。
- ◇ 生徒への注意の喚起・・・学級で担任により必要な内容を伝え、注意を喚起する。
- ◇ 保護者、地域等への情報提供〔必要な場合〕

ケースⅣ：生徒行方不明等の場合等で学校が情報を入手した場合

- ◇ 状況の把握・・・生徒氏名、住所、保護者、原因や様子等
- ◇ 校長（副校長）へ連絡
- ◇ 必要により職員のパトロールを行う。
- ◇ 関係諸機関への連絡
  - 地区担当指導主事
  - 必要により学区小学校、高等学校
  - 必要により旭区学警連会長 万騎が原中（391-5515）
  - 必要により旭警察署（361-0110）
- ◇ 〔必要により〕校内対策本部を設置（校長室）
  - 構成・・・校長、副校長、教務主任、生活指導部、該当教職員
  - 活動・・・○今後の対応策を考え、教職員の役割分担や動きを明確にする。
    - 連絡指揮系統を確認する。
    - 緊急時の各方面への対応を確認する。
  - 保護者、PTA、地域、警察署、地区担当指導主事、マスコミ等
- ◇ 情報の集約・・・教職員への指示は副校長（校長）に一元化する。